

指定管理者議案説明資料

所管 北区市民部地域振興課

施設の名称（所在地）	札幌市北区民センター（北区北25条西6丁目）
選定方法	非公募（別紙1参照）

1 施設の概要

(1) 設置条例	札幌市区民センタ一条例
(2) 設置目的	地域住民のコミュニティ活動の助長及び生涯学習の普及振興を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与すること。
(3) 施設の事業内容	貸室事業、区民講座の実施、地域住民の交流等を目的とした事業、施設活用事業（空き室等の無料開放）、図書室業務
(4) 現在の指定管理者	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
(5) 指定管理費	19,903千円（令和4年度予算額）※利用料金制度

2 指定管理者として指定する団体の概要

名 称	特定非営利活動法人ワーカーズコープ
所 在 地	東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル
代 表 者 名	代表理事 田嶋 羊子
設立年月日	平成13年9月13日
設立目的	地域の中で人々が生活するために必要としている仕事を協同でおこし、あるいはその活動を支援し、協同の息吹溢れる新しいコミュニティを創造することで、豊かで活力ある社会の実現に寄与すること。
基 本 金	なし
職 員 数	1,830人（令和4年3月31日現在）※役員及び嘱託職員、臨時職員等を除く。
事 業 概 要 (令和4年度)	(1) 介護保険法に基づく介護サービス事業、介護予防サービス事業及び地域支援事業としての介護予防・日常生活支援総合事業、地域密着サービス事業、特定福祉用具販売事業・特定介護予防福祉用具販売事業 (2) 高齢者・障害者保健福祉サービス事業 (3) 保育、学童保育、子育て支援、一時預かり、児童の安全確認等に關係する事業 (4) 地域福祉のための人材を育成するための研修・講習会などの事業 (5) 高齢者や子どもに関する調査、研究 (6) 高齢者の社会参加、健康と生きがいづくり支援に関する事業、介護予防に関する事業及び生活全般に関わる相談事業 (7) 地域づくりに関わる事業 (8) 地域に関わる仕事おこしを促進する講座や研修、相談事業 (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、地域生活支援事業 (10) 道路運送法第80条による福祉有償運送事業、同法第43条による特定旅客自動車運送事業 (11) 指定管理者制度による公共施設等の管理運営事業 (12) 教育及び職業訓練、職業紹介事業

	(13) 有機農産物の生産事業 (14) 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業 (15) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業、児童発達支援事業、共生型児童発達支援事業、放課後等デイサービス、共生型放課後等デイサービス、障害児相談支援事業 (16) 公共施設等利用者への宿泊サービス業 (17) 生活困窮者及び失業者の就労支援のための食料品製造事業、飲食料品小売事業 (18) 生活困窮者及び失業者の就労支援のため及び地域活性化としての林業の事業 (19) 地球環境を守る地域循環型産業への取り組みを拡大させる事業 (20) 生活困窮者自立支援法に基づく関連事業 (21) 住宅確保要配慮者の居住の支援に係る事業 (22) 各号の事業に附帯する事業
決 算 (令和3年度)	収 入 16,046,580,571 円 支 出 15,732,335,387 円

3 指定期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

4 選定結果

別紙2のとおり

5 事業計画

項 目	事 業 内 容
貸室事業	有料施設の使用申込・予約受付及び使用の承認又は不承認などを行う。 ○貸室の種類：区民ホール（200人収容）、会議室（3室）、娯楽室（1室）、集会室（2室）、和室（1室）、料理室（1室）、青年の部屋（1室）、実習室（1室）、講義室（2室）、児童室（1室）
区民講座の実施	施設の設置目的に合致し、市民の教養の向上促進等のため各種講座（年間10講座程度、1講座当たり4～8回程度）を行う。 ①社会教育講座、②司書体験講座、③市民企画講座、④英会話講座、⑤スマートフォン講座、⑥子ども向け講座、⑦まちづくり講座、⑧健康づくり講座、⑨麻雀講座など
地域住民の交流等を目的とした事業	施設の設置目的に合致し、幅広い地域住民の交流等を目的とした事業やボランティア性の高い事業を実施する。 ①文化祭、②子ども祭、③コンサート、④子どもお楽しみ会、⑤読み聞かせなど
施設活用事業	地域の憩いの場の創出のため、空き室等の有効活用事業（無料）を実施する。 ①各種スポーツ、②囲碁・将棋、③自習スペース、④文庫・新書交換会など
図書室業務	図書の貸出・返却処理、予約、リクエスト受付、書架整理、利用者登録等に関する業務を行う。
自主事業	自動販売機の設置、古紙回収ボックスの管理

6 収支計画

(単位：千円)

項目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
施設総収入	46,687	46,687	46,687	46,687	46,687	233,435
指定管理業務に係る収入	45,667	45,667	45,667	45,667	45,667	228,335
指定管理費	22,107	22,107	22,107	22,107	22,107	110,535
利用料金	22,600	22,600	22,600	22,600	22,600	113,000
その他の収入	960	960	960	960	960	4,800
自主事業等収入 (うち指定管理業務充当分)	1,020 (0)	1,020 (0)	1,020 (0)	1,020 (0)	1,020 (0)	5,100 (0)
施設総支出	46,687	46,687	46,687	46,687	46,687	233,435
指定管理業務に係る支出	45,667	45,667	45,667	45,667	45,667	228,335
自主事業等支出	267	267	267	267	267	1,335
利益還元	753	753	753	753	753	3,765
収支の差額	0	0	0	0	0	0

※ 指定管理費の合計額が、債務負担行為設定額となる。

別紙1

選定方法を非公募とした理由

区民センターは、地域住民のコミュニティ活動の助長及び生涯学習の普及振興を図り、もって地域住民の福祉の増進に寄与することを目的として、全10区に設置している施設である。

また、区民センターの機能を補完し、地域における住民の自主的な活動を促進することを目的として、市内26か所にコミュニティセンター及び地区センターを設置している。

今日、地域社会においては、町内会加入率の低下、一人暮らしの高齢者の増加や核家族化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により地域活動の機会が減少したことに伴う住民相互の関係性の希薄化など、様々な課題が存在しているところ、区民センターは、その設置目的から地域住民が集う地域コミュニティ形成の場として、これらの課題解決に重要な役割を担っており、課題解決に当たっては、地縁による人間関係又は信頼関係の構築が、より一層求められているところである。

区民センター、コミュニティセンター及び地区センター（以下「区民センター等」という。）が、地域社会に關係の深い団体によって継続的に管理運営されることにより、地域住民がまちづくり活動に直接参加する機会が作られ、地域住民自らが区民センター等の管理運営を通して把握された地域課題の解決に取り組むことによって、地域住民間の信頼関係が築かれ、地域社会における絆の強化につながることとなる。また、まちづくり活動の担い手の育成に寄与することも期待される。

さらに、区民センター等は、災害時には避難施設となる地域における防災の重要な拠点でもある。このような区民センター等を、地域の実情を熟知し、避難住民との信頼関係が構築されている団体が継続して管理運営を行うことにより、災害時において円滑な管理運営が行われるという効果も見込まれる。

札幌市区民センター条例において、施設の設置目的の実現を図るため、地縁による団体により設立された団体及び当該設立された団体を主な構成員とする団体並びに当該区民センター等の管理運営に関わりを持つものと市長が認める地縁による団体の推薦を受けた団体により、良好な管理運営が行われている場合には、継続的に管理運営を行わせることができることとされている。

現在の指定管理者である特定非営利活動法人ワーカーズコープは、これまでの指定管理期間において、地域住民と運営方法について十分な意見交換を行うなど、地域住民と良好な関係を築いていることから、管理運営に関わりを持つ地縁団体である鉄西連合町内会、幌北連合町内会、北連合町内会及び麻生連合町内会より引き続き指定管理者として推薦を受けており、また、これまで良好に札幌市北区民センターの管理運営を行ってきてている。については、特定非営利活動法人ワーカーズコープに引き続き指定管理者としての申込みを求めるため、札幌市北区民センターに係る指定管理者を非公募とする。

別紙2

札幌市北区民センターの指定管理者の選定結果について

1 選定委員会開催経過

第1回 令和4年8月8日 募集要項、選定方法等について

第2回 令和4年10月4日 書類審査、面接審査、選定

2 選定委員会委員

委員7名（市職員1人、外部委員6人）

委員長 石井 吉春 北海道大学公共政策大学院客員教授

委 員 中出 昭彦 北区市民部長

委 員 庄司 正史 公認会計士

委 員 菅原 雅子 社会保険労務士

委 員 菊池 洋子 児童デイサービス「コンシェルト」統合施設長

委 員 清水 和夫 北区青少年育成委員会連絡協議会議長

委 員 佐藤 正司 北区老人クラブ連合会会长

3 応募団体

1団体（非公募）

特定非営利活動法人ワーカーズコープ（※現指定管理者）

非公募により応募を求めた理由：別紙1のとおり

4 選定結果（指定管理者候補者）

(1) 選定された団体

特定非営利活動法人ワーカーズコープ 代表理事 田嶋 羊子

東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋I S Pタマビル

(2) 選定の理由

特定非営利活動法人ワーカーズコープの提案書では、札幌市北区民センターの管理運営業務の各要求水準を満たしており、さらに、同センターの選定基準に照らし、平等利用の確保の点で公平性の観点に基づいた方針を立て、施設の効用発揮の点で地域の特徴や利用者ニーズを十分に把握しており、雇用安定にも寄与する内容となっている。

また、経営の安定性の点で安定した管理を行う経営能力を備えており、管理費用の縮減の点では効率的運営の工夫が積極的に図られた提案となっており、高い評価となっている。

以上の点から、札幌市北区民センターの設置目的を効果的に達成するために、特定非営利活動法人ワーカーズコープは指定管理者の候補として適切であると判断された。

(3) 評価結果

選定基準	配点	候補者
①平等利用の確保	5点	3.6点
②施設の効用発揮	85点	52.4点
③雇用安定への寄与	30点	24.2点
④安定経営能力	50点	37.4点
⑤管理経費の縮減	30点	26.8点
合計	200点	144.4点
得点率	—	72.2%